

*水俣病溝口訴訟弁護団は、2013/04/16最高裁判決で勝ち取った成果を、この社会で実現化するまで、弁護団として活動を続けて行きます。今後も、多くの方々のご支援、ご鞭撻をお願いします。

諦めずに行動することが一歩前進につながる

遅くなりましたが、新年明けましておめでとうございます。今年もよろしく、ご支援・ご協力をお願いします。

○環境省行政文書開示請求(チエの話67) 続報 日本精神学会への意見照会状の件

環境省が自身の意向にそった見解をだすよう日本神経学会に依頼した文書の公開請求を環境省に行いましたが、これが不開示とされました。

この不開示処分に対して不服審査請求をしたところ、昨年11月1日付で情報公開・個人情報保護審査会による答申と、これを受けた環境大臣の裁決(2019/12/10日付)が送付されました。

結論は「不開示とした理由を取り消す」と言う、裁判で言うとは差し戻しのような内容でした。

本件文書に対する環境省の不開示理由は「争訟に係る事務に関するものであって、公にすることにより国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあり、情報公開法第5条6号ロに該当する」と言うものでした。請求文書の何がこの規定に該当するのかも示さず、開示請求時には、いつ、どの訴訟に使用するのかもさえも不明でした。

この不開示理由について審査会の答申は、主に下記の理由から違法であると判断しています。

1. 開示請求に係る行政文書の一部又は全部を開示しない決定をした旨の通知を行う際には、理由の提示を書面で行うことが必要である。理由の提示の制度は、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものである。かかる趣旨に照らせば、この通知に提示すべき理由としては、開示請求者において不開示とされた箇所が法5条各号の不開示事由のいずれに該当するのかが、その根拠

とともに了知し得るものでなければならない。2. (何が該当理由となるのか具体的に示さなかったことごとに対して) どのような情報につき、どのようなおそれがあることから不開示事由に該当すると判断したのか、その根拠を具体的に示しているとはいえない。このような原処分は、開示請求者にとって、どのような情報がどのような理由によって不開示となるのかを十分に了知できないため、審査請求を行うに当たって、具体的、効果的な主張をすることを困難にさせているものであるから、理由の提示の要件を欠くといわざるを得ず、情報公開法9条2項の趣旨及び行政手続法8条1項に照らし、違法である。

残念ながら、この答申を受けた環境大臣裁決は、審査会答申をコピーしただけで、「不開示理由を取り消す」であり「開示すべき」とはしない無責任なものでした。

しかし、今後は今までのように「訴訟に係る事務に関する」と述べるだけではダメで、何が「国の当事者としての地位を不当に害するおそれ」になるのか具体的な説明をしなければならず、今までより不開示に対する反論が具体的に主張しやすくなったことは収穫だと考えます。

この答申の趣旨・精神を、今後、水俣病関連だけでなく、いろいろな情報公開請求で積極的に活用して、発展させていきたいと思えます。

(1月23日現在、環境大臣裁決を受けての環境省からの連絡は、まだなし)

○水俣病被害者互助会 国賠訴訟控訴審 結審 被告の常套手段を封じる

福岡高裁での控訴審は、1月10日の口頭弁論で原告全員と山口弁護士の意見陳述がなされ、結審しました。

判決は、**3月13日(金)15:00**となります。

口頭弁論の詳細は、当事者の方の通信等にお任せして、本紙では下記の2点を報告します。

1. 結審日直前になって、一審被告の国・熊本県（以下「一審」は省略します）が最終準備書面に新たな主張と証拠を滑り込ませてきました。このような訴訟対応は本件訴訟に限ったことではなく、国・県の常套手段とも言えるものです。

過去には、結審時に滑り込ませた意見書が、何の反論も受けず判決に反映された事件もありました。

これに対して水俣病互助会訴訟の弁護団は、以前から十分提出できたものであり、結審時に提出するのは原告の反論の機会を封じるもので極めて不当であると、その撤回を求めました。

被告国の代理人は、新たな主張ではないと抵抗しましたが、康弁護士が具体的に最終準備書面の該当箇所と該当証拠を示し、その問題点を指摘しました。

裁判官の合議（休廷）の結果、原告側の主張が認められ、被告の姑息な常套手段の一つを封じることができました。

わずか数日間で問題箇所を見つけだし、そのままにせず書面を準備した弁護団の迅速な作業が、功を奏したといえます。

2. 症状が重く法廷に来れない原告は、ビデオ上映による陳述となりました。ビデオによる陳述を認めたことは障害者に対する配慮として評価したいと思います。

しかし、この上映に当たって裁判長は裁判所の機材を貸し出すことを拒否し、なおかつ原告側がプロジェクタやスクリーンを用意することも認めませんでした。

このため、原告代理人が2台のノートパソコンを裁判官と被告に向けてかざし、ビデオの上映をしました。原告の声はマイクを通じて傍聴席でも聞くことができましたが、その表情や様子は分からず、また介助者による補助もなく陳述の内容を理解することが困難でした。

裁判は公開が原則であり、傍聴人が原告の陳述が理解できなければ公開とは言えません。傍聴人に自身の訴えを理解してもらうことは、原告の権利でもあります。裁判長や被告は陳述を書面で受け取っているのですから、傍聴席に対してこそ大きなスクリーンが必要だった筈です。

今回の裁判所の対応は、2018年施行の障害者差別解消法が求めている、障害者に対する「合理的配慮に」欠けるものと言えます。

この点について、溝口訴訟弁護団東京事務局では、福岡高裁・裁判長に対して質問状を送って改善を求める予定です。

（本号の発送に間に合えば同封します）

〇各地の訴訟も闘いは続いている

2020年も各地で水俣病患者の訴訟は続いています。これらの訴訟や認定申請活動と連帯して闘っていきたいと思います。

* 埼玉訴訟

2/27 15:30 東京高裁 判決 809号法廷

チッソ、国、熊本県に対する損害賠償訴訟

* 水俣病被害者互助会 認定義務付け訴訟

・熊本地裁

2/19 13:30 口頭弁論

3/09 10:00 被告側証人 内野誠・熊本県認定審査会、三輪孝之・前熊本県水俣病審査課長

4/28 原告側証人 山下善寛・元チッソ社員、花田昌宣・熊本学園大学

5/15 原告側証人 三浦洋・阪南中央病院

5/26 原告側証人 村田三郎・阪南中央病院

* 倉本チズ訴訟

1/31 11:30 熊本地裁 口頭弁論

母親の故倉本チズさんの認定を求めるユキ海さんによる本人訴訟（代理人を立てない）

* 新潟水俣病第2次行政訴訟

・新潟地裁

2/10 14:30 口頭弁論

4/27 14:30 口頭弁論

原告5人による水俣病認定義務付け訴訟

水俣病溝口訴訟弁護団東京事務局 郵便口座：00130-9-482335「水俣病行政訴訟事務局」

〒337-0033さいたま市見沼区御蔵1247-8 鈴村多賀志方 FAX：048-683-7098

<http://mizoguchisaiban.o.oo7.jp/index.htm>（2年ぶりに更新しました リンクフリーです）

「チエの話」それは溝口チエさんの話、「知恵の輪」それは一見複雑だが実は単純なカラクリ、

「知恵の環」それは不条理を許さない人々の繋がり、「千重の和」それは向き合うことの積み重ね